

(案)

平成 30 年

春の小金井市交通安全運動

4月6日(金)～15日(日)

推進要領

～世界一の交通安全都市
TOKYOを目指して～
やさしさが 走るこの街 この道路

交通ルールを正しく守りましょう！
交通マナーを実践しましょう！

4月10日(火)は 交通事故死

ゼロ を目指す日です。

小 金 井 市
小金井市交通安全推進協議会

第1 目 的

交通安全運動をきっかけに、市民一人ひとりが交通安全に関心を持ち、交通ルールの遵守と正しい交通マナーを実践するほか、地域における道路交通環境の改善に向けた取組に参加するなど、みんなの力で悲惨な交通事故を防止していくことを目的としています。

第2 スローガン

～世界一の交通安全都市T O K Y Oを目指して～
やさしさが 走るこの街 この道路

第3 期 間

- 1 平成30年4月6日(金)から15日(日)までの10日間
- 2 交通事故死ゼロを目指す日 4月10日(火)

第4 主催機関

小金井市
小金井市交通安全推進協議会
警視庁小金井警察署
小金井警察署管内交通安全協会
関係機関及び団体

第5 運動の重点

- 1 子供と高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止
- 2 自転車の安全利用の推進（自転車安全利用五則の周知徹底）
- 3 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 4 飲酒運転の根絶
- 5 二輪車の交通事故防止
- 6 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗車中の交通事故防止
（特に、反射材用品等の着用の推進及び自転車前照灯の点灯の徹底）

1 運動の重点に対する推進要領

(1) 子供と高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止

【子ども】昨年、都内では小学生以下の子どもの交通死亡事故が6件発生しています。

家庭・地域 では	<ul style="list-style-type: none">○交通ルールを守ることの大切さについて話し合い、交通安全意識を高めましょう。○親や周囲の大人が交通ルールを守り、親がお手本となりましょう。
運転者は	<ul style="list-style-type: none">○子どもの事故は夕方、道路横断中、自転車乗車中に多く発生しています。これらを踏まえて思いやりのある運転をしましょう。○特に住宅街や裏通りの交差点では、子どもの飛び出しに注意しましょう。
職場・学校 等では	<ul style="list-style-type: none">○職場では通学路等、子どもが多く通る場所を確認し、注意して通行しましょう。○学校では、日頃から交通安全について指導しましょう。

【高齢者】昨年、都内では高齢者(65歳以上)の交通事故死者数は、63人で全死者数(164人)の約38%を占めており、年齢層別では最多となっています。

家庭・地域 では	<ul style="list-style-type: none">○信号を守る、横断歩道を必ず渡るなどの交通ルールを守りましょう。○「反射材」の有効性について話し合い、外出時には反射材を身に付けるよう声を掛いましょう。○高齢者の運転について家族で話し合いましょう。
運転者は	<ul style="list-style-type: none">○高齢者を見かけたら、徐行するなど「思いやりのある運転」を心掛けましょう。○運転に自信がなくなったり、家族から運転が心配と言われたら運転免許証の自主返納を考えましょう。○70歳以上の運転者は高齢者マークを使用しましょう。
職場・学校 等では	<ul style="list-style-type: none">○広報誌(紙)などあらゆる媒体を活用して、高齢者を交通事故から守るための広報啓発活動を進めましょう。

(2) 自転車の安全利用の推進 (自転車安全利用五則の周知徹底)

昨年、都内の自転車乗車中の交通死亡事故28件のうち、22件が信号無視、一時不停止などのルール違反によるものです。

<p>家庭・地域 では</p>	<p>○自転車安全利用五則を実践して、交通ルールを遵守しましょう。 ○子どもを自転車に乗車させる時は、乗車用ヘルメットを着用させましょう。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>自転車安全利用五則</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外 2 車道は左側を通行 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行 4 安全ルールを守る <ul style="list-style-type: none"> ・飲酒運転・二人乗り・並進の禁止 ・夜間はライトを点灯 ・交差点での信号遵守と一時停止・安全確認 5 子どもはヘルメットを着用 </div>
<p>運転者は</p>	<p>○自転車も車両です。信号や一時停止の標識を守りましょう。 ○ブレーキを備えない自転車は道路を走行することができません。自転車販売店等で定期的に点検整備を受けましょう。 ○夕暮れ時には、早めにライトを点け、自転車が近づいて来ていることを、他の車両や歩行者などに知らせましょう。 ○二人乗り、傘差し、スマートフォン使用、イヤホン使用等の危険な運転は止めましょう。 ○損害賠償責任保険等へ加入しましょう。</p>
<p>職場・学校 等では</p>	<p>○自転車通勤する従業員がいる場合は、従業員が自転車を安全に利用できるような周知をするよう努めましょう。 ○業務に自転車を使用する事業者は、従業員への研修、点検整備、保険加入をしましょう。 ○交通安全教室(スクエアード・ストレイト)での事故再現を忘れず、交通事故防止に努めましょう。</p>

自転車も交通事故を起こせば刑事上、民事上の責任が問われます。

自転車側の高額賠償例

○歩道のない下り坂を走行、正面から歩いてきた歩行者と衝突。歩行者は意識不明。

(神戸地裁平成25年7月4日判決 約9,500万円)

○夜間、携帯電話を操作しながら無灯火で走行、歩行者に追突。歩行者は重度の後遺障害

(横浜地裁平成17年11月25日判決 約5,000万円)

※ 自転車についても、損害賠償保険等に加入しましょう。

(3) 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシート の正しい着用の徹底

シートベルトを着用していなかったことから、車外に投げ出されてしまった交通死亡事故が発生しており、シートベルトを着用していない場合の致死率は、着用している場合と比べて約1.4倍となっています。

家庭・地域 では	○シートベルトとチャイルドシートの重要性を理解し、車に乗ったら必ず正しく着用するようにしましょう。
運転者は	○自分自身だけではなく、同乗者の大切な命を守るものです。前席も後席もシートベルトとチャイルドシートを着用させましょう。 ○全ての同乗者が正しく使用していることを確認してから運転しましょう。 ○6歳未満の子どもはチャイルドシートの着用が義務づけられています。
職場・学校 等では	○事業所等の管理者は、日常点検等を通じて従業員に対し、全ての座席についてシートベルトの着用を指導し、確認をしましょう。

(4) 飲酒運転等の根絶

昨年、都内の飲酒運転による交通事故は174件発生しており、未だ根絶には至っていません。

家庭・地域 では	○アルコールの運転への影響や飲酒運転の罪の重さを再確認し、飲酒運転は絶対にやめましょう。 ○車を運転することを知りながら酒を勧めたり、飲酒している人に車を貸したり、飲酒運転の車に同乗することも犯罪です。
運転者は	○前日のアルコールが残っている場合があります。運転する前日は深酒を控えましょう。 ○「飲んだら乗らない・乗るなら飲まない」を厳守しましょう。
職場・学校 等では	○運行前には、運転者の体調を確認し、飲酒運転させないよう管理を徹底しましょう。 ○警察署と連携した講習会の開催など、飲酒運転が悪質な犯罪であることを指導しましょう。 ○自動車運送事業者は点呼時におけるアルコール検知器の使用等、飲酒運転の根絶に向けた取組を実施しましょう。

※ 危険ドラッグが原因の重大な交通事故が発生しています。

危険ドラッグ等の薬物使用は絶対にやめましょう。

また、市販の薬による副作用等にも注意しましょう。

(5) 二輪車の交通事故防止

昨年、都内の二輪車の交通事故死者数は41人と、全事故死者数に占める割合は25%と全国平均の約17%（平成29年中）に比べると高く、都内における交通事故の特徴となっています。

家庭・地域 では	<ul style="list-style-type: none"> ○二輪車が無謀運転、危険・迷惑行為をしないよう呼びかけましょう。 ○二輪車事故の占める割合が高いことなどについて注意喚起しましょう。 ○交通事故の責任や命の大切さについて話し合いましょう。
運転者は	<ul style="list-style-type: none"> ○カーブの手前では十分に速度を落とすなど、自己の運転技量を過信することなく、事故防止に努めましょう。 ○ヘルメットを正しく被り、プロテクターで体を守りましょう。 ○車の運転手も二輪車の特性を理解して運転しましょう。
職場・学校 等では	<ul style="list-style-type: none"> ○警察署と連携した、二輪車教室を開催するなど、二輪車の特性を踏まえた安全運転を指導しましょう。

(6) 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗車中の交通事故防止（特に、反射材用品等の着用の推進及び自転車前照灯の点灯の徹底）

歩行者の信号無視、横断禁止場所横断などによる交通死亡事故が発生しています。

自転車の信号無視、一時不停止などによる交通死亡事故が発生しています。

家庭・地域 では	<ul style="list-style-type: none"> ○信号を守る、横断歩道を必ず渡るなど、交通ルールを守りましょう。 ○外出時には、明るく目立つ服を心掛け、「反射材」を身に付けて、車の運転者に「自分の存在をアピール」しましょう。
運転者は	<ul style="list-style-type: none"> ○夕暮れでも、必ずライトを点灯しましょう。 ○ヘルメットを着用し、周りの安全をしっかりと確認して運転しましょう。 ○「自転車の禁止行為」は絶対にやめましょう。

<p>職場・学校 等では</p>	<p>○警察署や自治体と連携して、自転車実技教室などを開催し、交通安全意識を高めましょう。 ○学校・職場では、東京都自転車安全利用指針やこのリーフレットを活用して、交通ルールを教えましょう。</p>
----------------------	---

2 主催機関の推進事項

主 催 機 関	推 進 事 項
<p>小金井市</p>	<p>○計画策定と実施に伴う会議の開催及び関係機関・団体との連絡調整 ○各種広報誌(紙)、ホームページ、広報車、各マスメディア等あらゆる広報媒体を活用した積極的な広報活動の展開による地域実態に応じた交通安全普及啓発活動の推進 ○市役所庁舎前及び主要交差点、駅前等に「全国交通安全運動実施中」のノボリを設置し、PRの実施</p>
<p>警視庁 (小金井警察署)</p>	<p>○関係機関・団体への交通事故情報の提供 ○各種広報誌(紙)、広報車等での広報活動 ○参加・体験・実践型の安全教育の推進 ○運動の重点に指向した交通指導取締りの強化</p>
<p>道路管理者</p>	<p>○道路情報板等による運動の周知徹底 ○交通事故多発路線等における安全対策の推進 ○道路パトロールを通じた道路環境等の点検・整備 ○自主的な交通安全活動の推進と各種行事への積極的な参加</p>
<p>関係機関・団体</p>	<p>○職員及び関係機関・団体への運動の周知徹底と広報誌(紙)等の活用による広報・啓発の推進 ○自主的な交通安全活動の推進と各種行事への積極的な参加</p>
<p>小金井警察署管内交通安全協会</p>	<p>○広報誌(紙)等の活用による広報・啓発の推進 ○各種行事の開催による運動の趣旨等の徹底 ○会員・関係団体との連携による街頭指導活動の推進</p>
<p>小金井市教育委員会</p>	<p>○各学校への運動の周知徹底と安全教育の推進 ○各教育機関、PTA等への協力要請と緊密な連携による交通安全教育の推進及び街頭指導活動の強化 ○各種広報誌(紙)等での保護者への広報活動 ○自転車の安全利用に関する普及啓発活動</p>

平成30年春の交通安全運動市内広報文（案）

こちらは小金井市役所、小金井市交通安全推進協議会です。

4月6日から15日までの10日間、春の全国交通安全運動が行われています。

交通事故の多くは、交通ルール、マナーを守らなかったために起きています。交通ルールを守り、交通安全の輪を街いっばいに広げて、交通事故をなくしましょう。

「～世界一の交通安全都市T O K Y Oを目指して～」 （スローガン）

市民の皆さん

飲酒運転による悲惨な交通事故が後を絶ちません。少しでもお酒を飲んだら絶対に運転をしないでください。また飲酒運転をしようとしている人がいたら、どうか周りの人が注意をしてやめさせてください。

「飲んだら乗るな、乗るなら飲むな」

二輪ライダーの皆さん

二輪車による交通事故が増えています。スピードの出しすぎや、無理な追い越しは大変危険です。また、交差点やカーブの手前では十分にスピードを落とすなど、安全な走行に心掛けましょう。

ドライバーの皆さん

子どもと高齢者の歩行中の事故が増えています。子供や高齢者の動きに注意し、徐行や十分な間隔を保持し、思いやりのある運転をしましょう。また余裕を持った運転ができるよう体調に気をつけ、時間に余裕を持って出かけましょう。

こちらは小金井市役所、小金井市交通安全推進協議会です。

ただいま、春の全国交通安全運動が行われています。

よい子の皆さん

車は急に止まれません。道路に飛び出すのは大変危険です。道路を渡る時は、必ず止まって左右を良く見て、車が止まるのを確認してから渡りましょう。

自転車でご通行中の皆さん

自転車の交通事故が増えています。

二人乗り、傘差し、スマートフォン使用等の危険な運転はやめましょう。

交差点を渡るときは、歩行者や車に注意して渡るようにしましょう。

自転車に乗る時は、ヘルメットの着用をお願いします。

自転車は車道が原則、歩道は例外、車道を走る時は左側を通行しましょう。

信号無視、スピードの出し過ぎなどは交通違反です。

歩道は歩行者が優先です。ベルを鳴らす前に、降りてください。

交通事故を起こしてからでは、遅すぎます。

こちらは小金井市役所、小金井市交通安全推進協議会です。

ただいま、春の全国交通安全運動が行われています。

高齢者の皆さん

お年寄りの交通事故が増えています。事故にあってしまったお年寄りの多くが、長い経験から‘自分は交通事故に遭わない’と思い込んでいます。初心に帰って、左右を良く確認し、上着や鞆に反射材を取り付けるなど、交通事故に遭わない工夫をしましょう。

ドライバーの皆さん

シートベルトを締めていますか。シートベルトを締めていれば怪我也防げた、という交通事故が後を絶ちません。助手席はもちろん、後部座席もシートベルトを締めてください。シートベルトは、「あなたや家族を守る命綱」です。車に乗ったら先ずシートベルト、そして、小さなお子様には、必ず体格にあったチャイルドシートを正しい方法で着用しましょう。

自転車でご通行中の皆さん

二人乗り、傘差し、スマートフォン使用等の危険な運転はやめましょう。

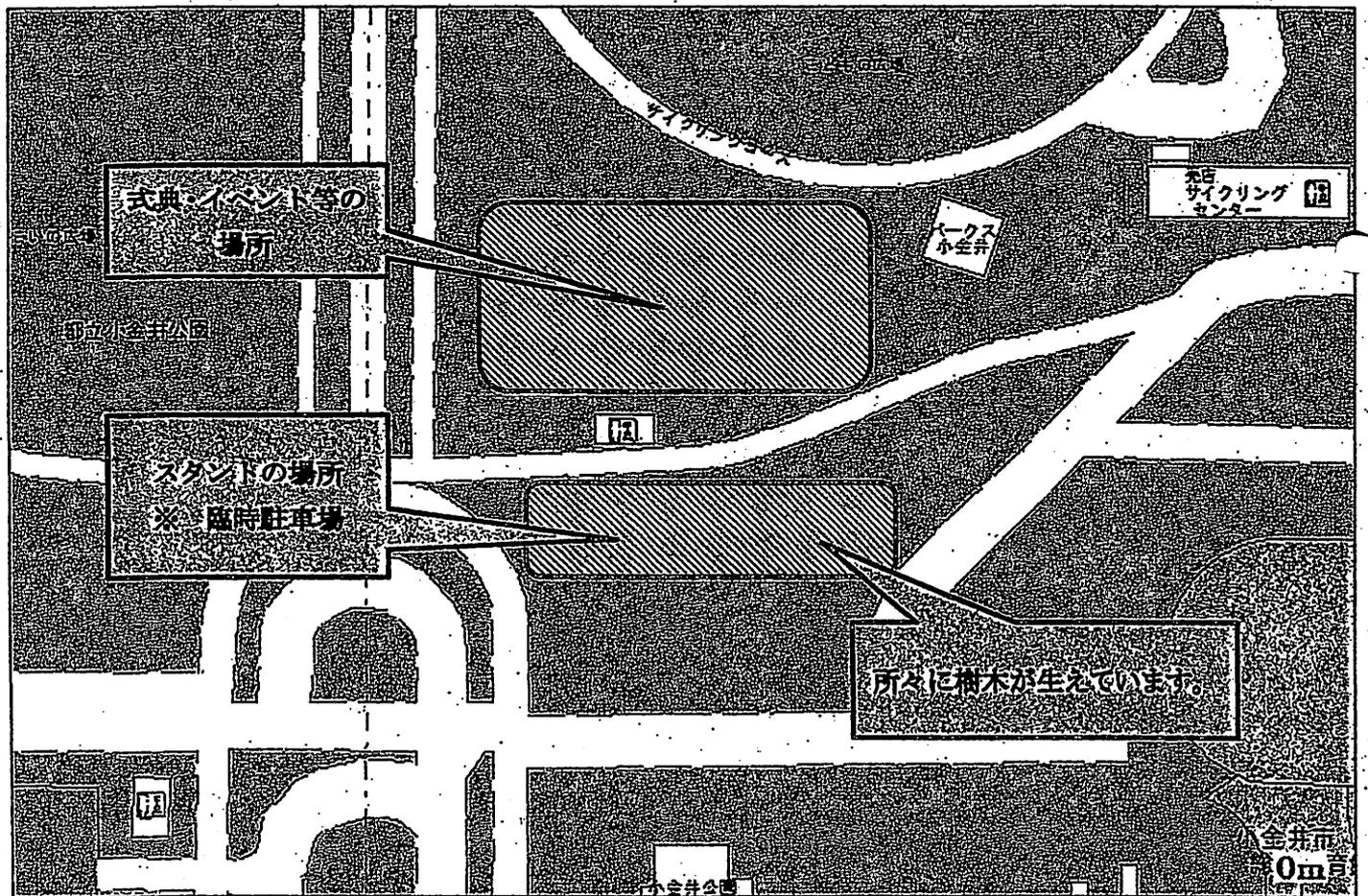
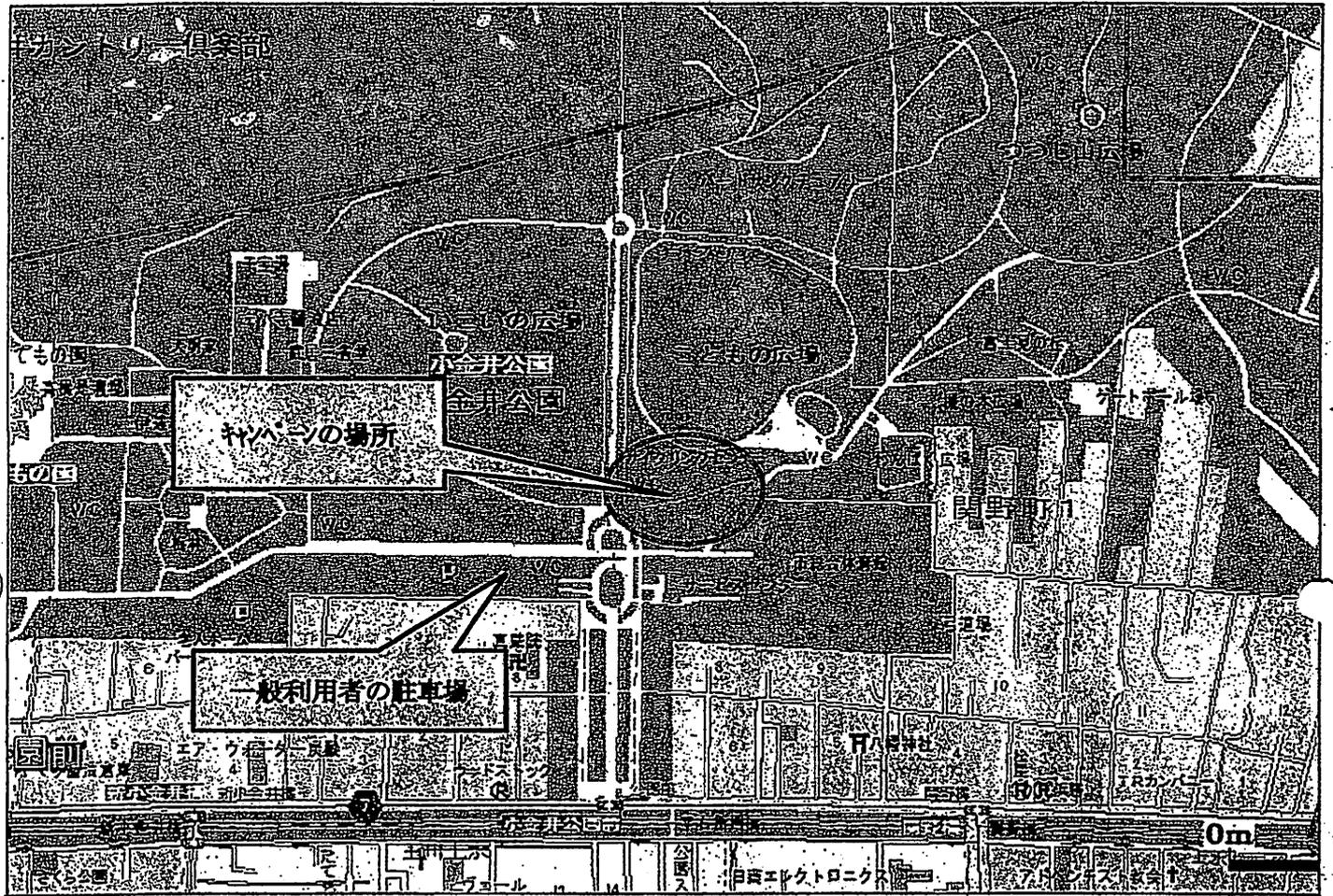
また、夜間は必ずライトを点けましょう。

交通ルールとマナーを守り、交通事故防止にご協力をお願いします。

ただ今、春の全国交通安全運動が行われています。

項 目	内 容
目 的	自転車の交通ルール遵守意識の向上及び交通事故防止を主眼におき、子供から高齢者までの広い年齢層の自転車利用者に対し、自転車安全利用五則をはじめとする基本的な自転車の交通ルールの遵守を呼び掛けることにより、自転車の交通事故防止を図るもの。
実施日時	平成29年11月3日(金) 午後1時から午後3時までの間
実施場所	「都立小金井公園」 小金井市関野町1-13-1 (小金井署管内)
主 催	警視庁、(一財)東京都交通安全協会
対 象 者	「小金井公園」の来園者
実施内容	各種体験コーナー等の設置 (イベントの前段) ----- 12:00 ○ ピーポくんとの記念撮影 ○ 白バイ、PCの体験乗車、記念撮影 ○ 横転体験車の実施 12:50 ○ 反射神経測定機器の実施 ○ 自転車用ヘルメットの展示・試着
	イベント ----- 13:00 ○ 式典・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(15分) ・主催者挨拶 交通総務課長 ・来賓挨拶 小金井市長 (予定) 国分寺市長 (予定) 東京都青少年・治安対策本部治安対策担当部長 ・登壇者紹介 (一財)東京都交通安全協会理事長 小金井警察署長 小金井交通安全協会会長 小金井地域交通安全活動推進委員協議会会長 13:20 ○ 交通事故再現スタンド・・・・・・・・・・・・(35分) 13:55 ○ 交通安全教育・・・・・・・・・・・・(20分) ・自転車の交通ルールの解説 14:15 ○ アトラクション・・・・・・・・・・・・(30分) 14:45 ○ 交通安全宣言・・・・・・・・・・・・(10分) ・小金井交通少年団 14:55 ○ 終了
その他	1 イベント前に、各種体験コーナーを設置します。 2 雨天時は、公園内にテントを展帳して、縮小体制で実施します。 3 小金井交通少年団を『自転車安全利用PRサポーター』として、本キャンペーンに参加を要請するとともに、『交通安全宣言』を実施してもらいます。 4 本イベントに、お笑い芸人「ノッチ」がゲストで出演します。

キャンペーン場所(小金井公園)略図



小金井市交通安全計画内における交通事故等資料一覧

資料 4

表5 東京都内の交通事故発生件数等

区分	件数	死亡	負傷	人口10万人当たりの死傷者数	
				死者数(人)	負傷者数(人)
年	(件)	(人)	(人)	死者数(人)	負傷者数(人)
H25年	42,041	168	48,855	1.26	367.5
H26年	37,184	172	43,212	1.28	322.7
H27年	34,274	161	39,931	1.19	295.6
H28年	32,412	159	37,828	1.17	277.2
H29年	32,763	164	37,994	1.19	276.2

資料：警視庁HP

表6 小金井市内の交通事故発生件数等

区分	件数	死亡	負傷者	合計
年	(件)	(人)	(人)	(人)
H25年	263	0	299	300
H26年	225	1	254	255
H27年	218	2	242	244
H28年	191	1	228	229
H29年	204	0	224	224

資料：警視庁HP

表7 小金井市内の高齢者（65歳以上）、子ども（15歳以下）、二輪車、自転車の死傷者数と全死傷者数に対する割合

	65歳以上		15歳以下		二輪車		自転車	
	死傷者(人)	%	死傷者(人)	%	死傷者(人)	%	死傷者(人)	%
H25年	33	11	20	6.7	40	13.3	97	32.3
H26年	31	12.2	14	5.5	26	10.2	81	31.8
H27年	31	12.7	16	6.6	34	13.9	77	31.6
H28年	30	13.1	17	7.4	28	12.2	86	37.6
H29年	42	18.8	14	6.3	34	15.2	86	38.4

資料：警視庁交通年鑑、小金井警察署HP

表8 小金井市内の交通事故年齢別死傷者数

(単位：人)

平成27年	子ども			高校生	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60～64歳代	65歳以上	合計
	幼児	小学生	中学生									
死者	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	2
負傷者	4	11	1	9	5	39	38	50	42	12	31	242
合計	4	11	1	9	5	40	38	50	43	12	31	244
平成28年	子ども			20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60～64歳代	65歳以上	合計	
	幼児	小学生	中学生									
死者	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	
負傷者	4	9	4	12	45	32	51	31	10	30	228	
合計	4	9	4	12	45	32	51	31	11	30	229	
平成29年	子ども			20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60～64歳代	65歳以上	合計	
	幼児	小学生	中学生									
死者	0			0	0	0	0	0	0	0	0	
負傷者	14			12	34	30	44	36	12	42	224	
合計	14			12	34	30	44	36	12	42	224	

資料：警視庁交通年鑑、小金井警察署HP ※H29年子どもの死傷者数の内訳は不明。子どもの死傷者総数は14人。

表10 小金井市内の地域別交通事故発生件数

地域	H17年	H22年	H27年	H28年	H29年
東町	40	29	18	18	19
梶野町	28	13	13	10	12
関野町	17	12	2	4	3
緑町	55	25	15	11	9
中町	48	23	12	14	16
前原町	89	71	46	39	43
本町	100	69	45	41	30
桜町	28	16	16	9	15
貫井北町	70	43	21	19	26
貫井南町	86	49	30	26	31
合計	561	350	218	191	204

資料：小金井警察署HP

表11 小金井市内の自転車関与事故件数

(単位：件)

	発生件数	自転車関与事故件数	自転車関与率(%)
平成25年	263	104	39.5
平成26年	225	85	37.8
平成27年	218	84	38.5
平成28年	191	81	42.4
平成29年	204	90	44.1

資料：警視庁HP

表12 小金井市内の自転車乗車中交通事故年齢別死傷者数

(単位：人)

平成27年	子ども			中学卒 ～24歳	25歳 ～39歳	40歳 ～64歳	65歳 ～74歳	75歳 以上	合計
	幼児	小学生	中学生						
死者	0	0	0	0	0	0	0	0	0
負傷者	1	7	0	23	15	21	5	5	77
平成28年	子ども			中学卒 ～24歳	25歳 ～39歳	40歳 ～64歳	65歳 ～74歳	75歳 以上	合計
	幼児	小学生	中学生						
死者	0	0	0	0	0	1	0	0	1
負傷者	3	6	4	13	14	28	9	8	85
平成29年	子ども			中学卒 ～24歳	25歳 ～39歳	40歳 ～64歳	65歳 ～74歳	75歳 以上	合計
	幼児	小学生	中学生						
死者	0	0	0	0	0	0	0	0	0
負傷者	-	-	-	-	-	-	-	-	86

資料：警視庁交通年鑑

※平成29年内自転車乗車中年齢別死傷者数は不明。自転車乗車中の死傷者総数は86人。

表13 小金井市内の子ども（中学生以下）の交通事故状況別死傷者数

(単位：人)

状況 年	歩行中	自転車 運転中	その他	内 訳		
				死亡	負傷者	合計
H25年	7	8	5	0	20	20
H26年	6	4	4	0	14	14
H27年	6	8	2	0	16	16
H28年	2	9	6	0	17	17
H29年	-	-	-	0	14	14

資料：警視庁交通年鑑

※H29年内子どもの交通事故状況別死傷者数は不明。子どもの死傷者総数は14人。

表15 市内高齢者（65歳以上）交通事故状況別死傷者数

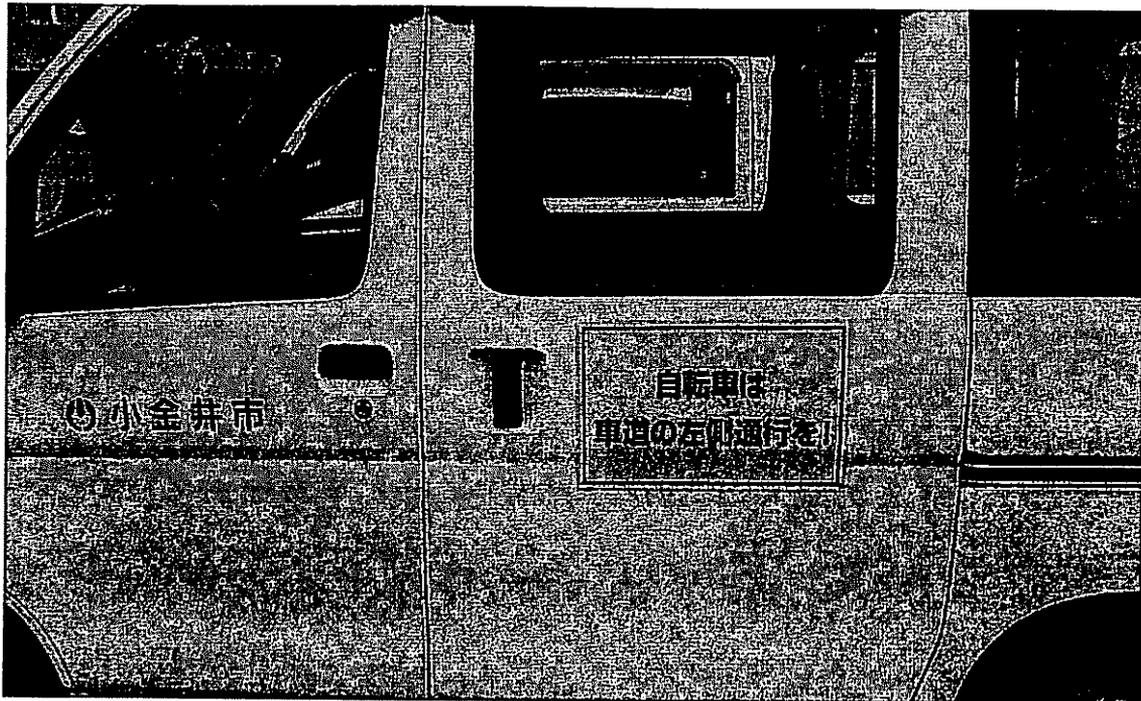
(単位：人)

状況 年	歩行中	自転車 運転中	その他	内訳		
				死亡	負傷者	合計
H25年	13	11	9	0	33	33
H26年	12	7	12	1	30	31
H27年	7	10	14	0	31	31
H28年	8	17	5	0	30	30
H29年	-	-	-	0	42	42

資料：警視庁交通年鑑

※H29年内高齢者交通事故状況別死傷者数は不明。高齢者死傷者総数は42人。

資料 5



自転車利用者に対する啓発用マグネット

「自転車安全利用五則」

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
 - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - 夜間はライトを点灯
 - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- 5 子どもはヘルメットを着用

自転車安全利用五則周知・啓発用（封筒など）

交通安全情報



H29.12.6
警視庁交通部



あなたのその行動!! 誰に見られても大丈夫ですか?

～横断禁止編～



横断禁止の標識が
ありますが・・・。



いつも通っているし、
横断歩道は遠くて
面倒だから
渡ってしまおう。



**横断禁止場所
横断**

による交通事故発生

～信号無視編～



信号は、赤信号に
なっていますが・・・。



車は来てないし、
急いでいるから
渡ってしまえ～



信号無視

による交通事故発生

交通事故防止ワンポイントアドバイス

「面倒だから・・・」、「今まで大丈夫だったから・・・」

「車が来ていないから・・・」とって

横断禁止場所横断や信号無視をしていませんか？

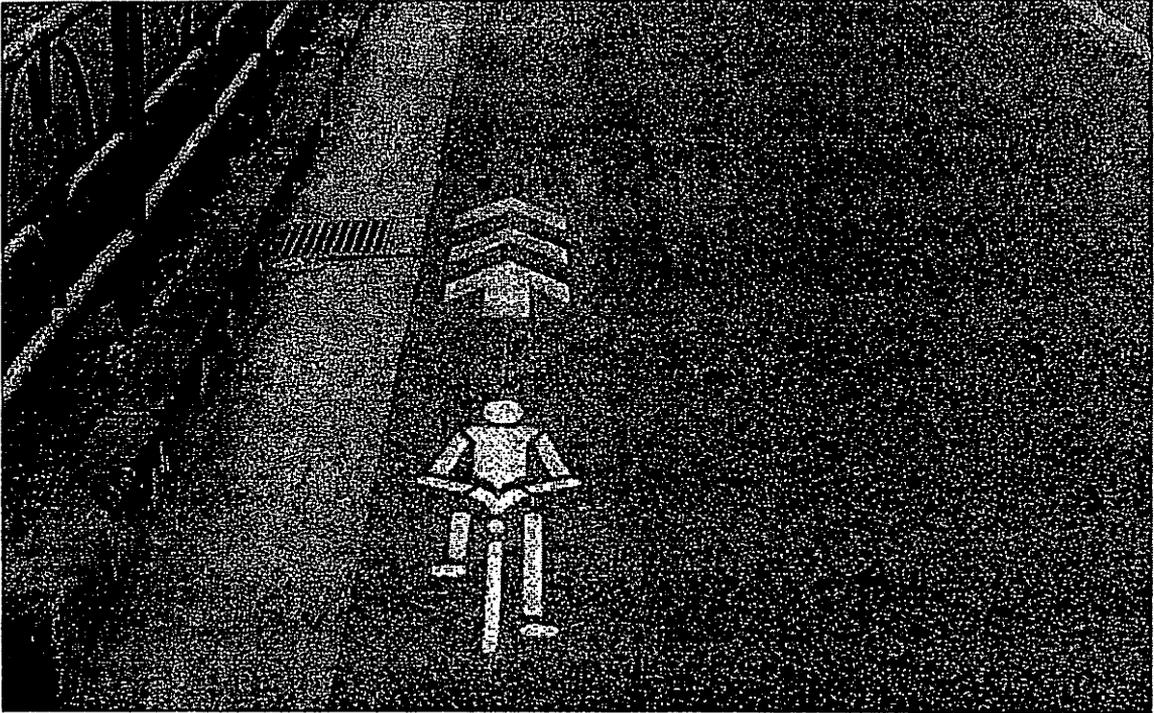
あなたのちよっとくらいが・・・大事故に!

◎道路を渡る時は、遠回りでも必ず**横断歩道**や**歩道橋**を
渡りましょう。

◎交通ルールを守り、しっかりと**安全確認**をしましょう。



リード
高齢者交通指導員
キャラクター



自転車ナビマーク



自転車ナビライン

○東京都小金井市交通安全推進協議会設置条例

○東京都小金井市交通安全推進協議会設置条例

昭和37年4月5日条例第16号

東京都小金井市交通安全推進協議会設置条例

(目的)

第1条 この条例は、市内における交通道徳の高揚と交通安全運動の推進ならびに交通環境の整備、改善および交通事故の防止を図ることを目的とする。

(設置)

第2条 前条の目的を達成するため市長の付属機関として、小金井市交通安全推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第3条 協議会は、市長の諮問に応じ、必要事項の調査および審議もしくは答申または建議を行なう。

(組織)

第4条 協議会に次の役職員を置く。

会長 1名

委員 19名以内

幹事および書記 若干名

(会長の選任および権限)

第5条 会長は、委員の互選による。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故あるとき、または欠けたときは、会長があらかじめ指定した委員がその職務を行なう。

(委員)

第6条 委員は、市内の各官公庁の職員、市内公私立学校の教職員、民間団体の代表および学識経験者等の中から市長が委嘱する。ただし、委員が委嘱されたときの要件を欠くに至ったときは、その委員は委員の資格を失うものとする。

(任期)

第7条 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任をさまたげない。

(幹事および書記)

第8条 幹事および書記は、会長が委嘱する。

2 幹事および書記は、会長の命を受け、協議会の事務を処理する。

(招集)

第9条 協議会は、必要の都度会長が招集し、会長が議長となる。

(定足数および表決)

第10条 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

2 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(報酬および費用弁償)

第11条 委員は、報酬および公務により出張したときは、費用弁償として旅費を受けることができる。

2 前項の報酬および費用弁償の額ならびに支給方法については、別に定める。

(補則)

第12条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営その他必要事項に関しては、市長が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

小金井市交通安全推進協議会委員名簿

平成30年3月20日現在

No.	職名	氏名	備 考 (推薦団体等)
1	委員	岡田 茂	警視庁小金井警察署 (署長)
2	委員	渡邊 大三	小金井市議会 (議員)
3	委員	今枝 正一	東京消防庁小金井消防署 (署長)
4	委員	宮田 弘志	日本郵便株式会社 (小金井郵便局長)
5	委員	浅野 智彦	小金井市教育委員会委員
6	委員	延 毅彦	小金井市教育委員会 (第四小学校長)
7	委員	刀根 武史	小金井市教育委員会 (第一中学校長)
8	委員	黒沼 康広	東京電機大学高等学校 (生活指導部長)
9	委員	村林 竹治	小金井市私立幼稚園協会 (ぬくい南幼稚園)
10	委員	鈴木 和雄	小金井警察署管内交通安全協会
11	委員	土屋 和子	小金井警察署管内交通安全協会
12	委員	星野 知子	小金井市悠友クラブ連合会
13	委員	斉藤 浩	駅周辺放置自転車対策協議会 (副会長)
14	委員	信山 重広	武蔵小金井・東小金井駅連絡協議会 (つくば観光交通株)
15	委員	渡辺 悟	東京むさし農業協同組合小金井支店 (統括支店次長)
16	委員	金澤 昭	小金井市商工会 (理事)
17	委員	大森 康雄	小金井市商工会 (理事)
18	委員	山中 重孝	(株)むさし小金井自動車教習所 (取締役)
19	委員	上原 貴	京王バス中央(株)府中営業所 (所長)
20	委員	井上 智順	(社)東京都トラック協会多摩支部

※ 任期は平成30年4月30日まで

平成30年春の全国交通安全運動における 東京都の重点は次に掲げる5項目です。

重点① 子供と高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止

保護者の方へ

子供の交通事故は、14時～18時の時間帯に多く発生しています。信号を守らせ、車が「止まったこと」など、まわりの安全を確認させましょう。

また、飛び出しや路上遊戯の危険性を教えましょう。

高齢者の方へ

高齢者の交通事故死者数は全死者数の約4割を占め、そのうちの約7割は歩行者です。歩き慣れた道でも、信号無視や横断禁止場所横断などのルール違反はやめましょう。

高齢ドライバーの方へ

体調の優れない時は運転を控えるなど、常に安全運転に心がけましょう。また、自動ブレーキやペダル踏み間違い時加速抑制装置等が搭載されたセーフティ・サポートカーSの利用をご検討ください。

運転に自信がなくなった方、家族から運転が心配と言われた方は、運転免許の自主返納をお考えください。運転経歴証明書[※]の交付を受けると様々な特典が得られます。



重点② 自転車の安全利用の推進

夕暮れ時や夜間は、自転車のライトを点灯し、また、反射材用品を身につけて、「自分の存在をアピール」して交通事故を防ぎましょう。

二人乗りや並進走行、また、傘差しやスマートフォンやイヤホン[※]をしながら運転することは大変危険です。

自転車を利用する際は、大人も子供もヘルメットをかぶりましょう。

また、交通事故に備えて保険に加入しましょう。



重点③ 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

シートベルトは、すべての座席で、必ず正しく着用しましょう。後部座席でシートベルトを着用せずに交通事故に遭った場合、車外放出や前席同乗者への加害の危険性があります。

6歳未満の子供はチャイルドシートの着用が義務づけられています。



重点⑤ 二輪車の交通事故防止

交差点を通過する際には、安全確認をしっかりと行いましょう。

カーブの手前では、十分に速度を落としましょう。

ヘルメットのあごひもをしっかりと締めて、胸部・腹部を守るプロテクターを着用しましょう。

身体露出が少なくなるよう長袖・長ズボンを着用しましょう。



平成30年2月発行 登録番号(29)40
平成30年春の全国交通安全運動推進要領
編集発行 東京都青少年・治安対策本部 総合対策部 交通安全課
東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
電話03-5321-1111(内線21-797)

重点④ 飲酒運転の根絶

飲酒運転は犯罪です。

また、飲酒運転のおそれのある人に対する車両等の提供や酒類を提供する行為、酒気を帯びている人の運転する車両に同乗する行為も罰せられます。

自転車も飲酒運転の対象になります。



全国では、当運動期間中の4月10日(火)を「交通事故死ゼロを目指す日」と定めています。

東京都青少年・治安対策本部 交通安全課
<http://www.seisyounen-chian.metro.tokyo.jp/kotsu/>

平成30年 春の全国交通安全運動

平成30年4月6日(金)～4月15日(日)

～世界一の交通安全都市TOKYOを目指して～



第5回東京都交通安全ポスターコンクール(平成29年度実施)
知事賞 江戸川区立鎌田小学校 2年生 佐藤 香乃さんの作品

東京都 / 首都交通対策協議会



東京都から高齢ドライバーの皆さんへ

都民のみなさん、こんにちは。東京都知事の小池百合子です。
都内においては、高齢ドライバーによる交通事故が相次いで発生しており、高齢ドライバーの事故防止対策は、都の重要な課題となっています。

運転をされる方には、体調の悪い時は運転を控えるなど、日ごろの安全運転はもちろん、自動ブレーキや、ペダルの踏み間違い時加速抑制装置等を搭載したセーフティ・サポートカーS（略称：サポカーS）の利用もお勧めします。ふとした不注意にも、先進安全技術が、みなさんの安全運転をサポートしてくれます。

運転に自信がなくなった方、家族から運転が心配と言われた方は、一度都内の警察署に相談してみましょう。運転免許の自主返納などの確かなアドバイスがもらえると思います。

運転免許を自主返納された方は、運転経歴証明書を申請することができます。運転経歴証明書を、高齢者運転免許自主返納サポート協議会に加盟している施設などでご提示いただくと、様々な特典が得られます。どんどん特典を拡充してまいりますので、みなさんも是非ご利用ください。

悲惨な交通事故を無くして、誰もが安全にいきいき生活できる都市を一緒に実現していきましょう。



東京都知事
小池百合子

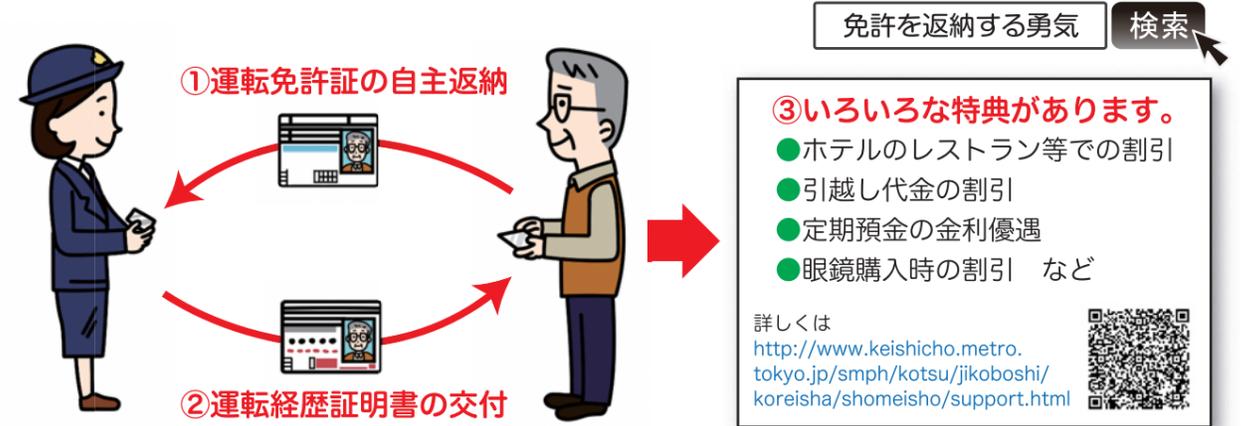
セーフティ・サポートカーS（略称：サポカーS）がお勧めです。

セーフティ・サポートカーS（サポカーS）」とは、自動ブレーキに加え、ペダル踏み間違い時加速抑制装置等を搭載した、特に高齢ドライバーに推奨する自動車です。このような先進安全技術は、交通事故の防止や被害の軽減に役立つものです。ぜひご利用を検討ください。

<p>自動ブレーキ ぶつからない技術</p> <p>危険を予測し衝突を回避、または被害を軽減。</p>	<p>ペダル踏み間違い時加速抑制装置 飛び出さない技術</p> <p>駐車スペースから出る時などの、誤操作による急発進を防ぐ。</p>	<p>車線逸脱警報 はみ出さない技術</p> <p>車線を検知して、はみ出しを警報。</p>	<p>先進ライト ヘッドライト自動切り替え技術</p> <p>ヘッドライトを自動で切り替え夜間の歩行者などの早期発見に貢献。</p>
--	--	---	---

高齢者の運転免許自主返納をサポート

運転に自信がなくなったり、家族に「運転が心配」と言われたら、運転免許の自主返納をお考えください。様々な特典が得られ、身分証明書としても使える「運転経歴証明書」を申請できます。詳しくは最寄りの警察署に相談いただくか、警視庁ホームページをご覧ください。



ながらスマホはやめましょう！

スマートフォンを操作しながら歩いたり、車両を運転しながらスマートフォンを操作する、いわゆる「ながらスマホ」はとても危険です！！

視野が極端に狭くなります。

人は多くの情報を目から取り入れます。スマートフォンを操作しているときは画面に集中するために視野が極端に狭くなり、周囲の危険を発見することができないため、思わぬ事故につながります。



無防備な状態になります。

視野が狭くなることで、無防備な状態になります。人や物にぶつかった際、スマートフォン操作に夢中になるあまりに咄嗟の反応が遅れ、予想外の怪我につながってしまうことがあります。



車やオートバイ、自転車

スマートフォンを操作しながらの運転は交通違反になるばかりか、周囲の状況把握ができず、交通事故に直結する大変危険な行為です。



歩行者

スマートフォンの操作に夢中になり、自分に迫る危険を見落としてしまうと、他の歩行者や車両との接触を避けることができないため、自分自身が怪我を負うことになってしまいます。また、スマートフォンの操作に夢中になるあまり、それが原因で相手に怪我を負わせてしまうと、過失傷害罪(30万円以下の罰金又は科料)に問われる可能性もあります。



自転車の 正しい乗り方



自転車安全利用五則

- ① 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- ② 車道は左側を通行
- ③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④ 安全ルールを守る
 - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - 夜間はライトを点灯
 - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- ⑤ 子どもはヘルメットを着用



街とともに。人とともに。
FOR MORE COMMUNICATION

警視庁

自転車安全利用五則

① 自転車は、車道が原則、歩道は例外

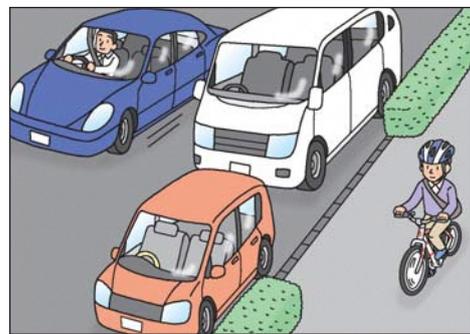
以下の場合には歩道を通行することができます

- 歩道に「自転車通行可」の標識があるとき
- 13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者や身体の不自由な人が普通自転車を運転しているとき
- 道路工事や連続した駐車車両などのために車道の左側部分を通行することが困難な場合や、著しく自動車などの交通量が多く、かつ車道の幅が狭いなどのために追越しをしようとする自動車などとの接触事故の危険がある場合など、普通自転車の通行の安全を確保するためやむを得ないと認められるとき

[道路交通法第63条の4、道路交通法施行令第26条]



「自転車通行可」の標識



② 車道は左側を通行

道路(車道)の中央から左の部分を通り抜けなければなりません。

[道路交通法第17条]

罰則 3カ月以下の懲役又は5万円以下の罰金

自転車道がある場合は、工事などの場合を除き、自転車道を通り抜けなければなりません。[道路交通法第63条の3]

罰則 2万円以下の罰金又は科料



③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

自転車は、歩道の中央から車道寄りの部分を徐行しなければならず、歩行者の通行を妨げるときは、一時停止しなければなりません。[道路交通法第63条の4]

罰則 2万円以下の罰金又は科料





4 安全ルールを守る

飲酒運転禁止



酒気を帯びて自転車を運転してはいけません。

[道路交通法第65条]

罰則

5年以下の懲役又は100万円以下の罰金（酒酔いの場合）

2人乗り運転禁止



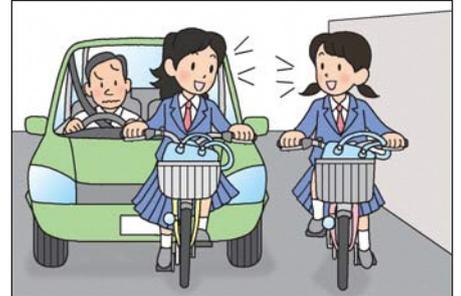
自転車には、運転者以外の者を乗車させてはいけません。

※ただし、16歳以上の運転者が幼児用座席に6歳未満の幼児1人を乗車させることはできます。
[道路交通法第57条、東京都道路交通規則第10条]

罰則

2万円以下の罰金又は科料

並進走行禁止



他の自転車と並んで通行することはできません。

[道路交通法第19条]

罰則

2万円以下の罰金又は科料

夜間はライトを点灯



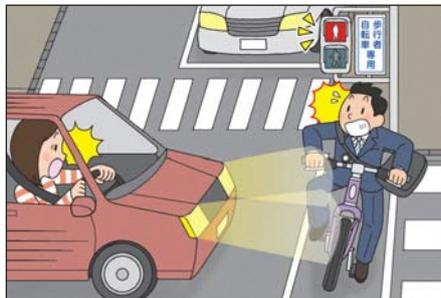
夜間は必ず前照灯をつけましょう。

[道路交通法第52条、道路交通法施行令第18条、東京都道路交通規則第9条]

罰則

5万円以下の罰金

信号無視禁止



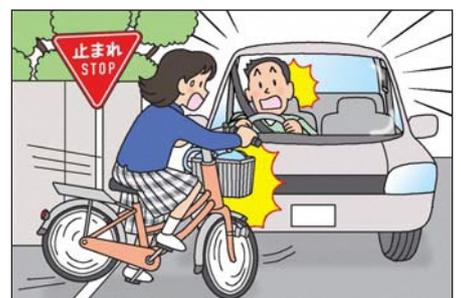
対面する信号機に必ず従わなければなりません。

[道路交通法第7条、道路交通法施行令第2条]

罰則

3カ月以下の懲役又は5万円以下の罰金

一時停止



一時停止標識がある場所では、必ず止まって安全確認をしましょう。

[道路交通法第43条]

罰則

3カ月以下の懲役又は5万円以下の罰金



5 子どもはヘルメットを着用

保護者の方は、13歳未満の子どもにヘルメットをかぶせるよう努めなければなりません。[道路交通法第63条の11]

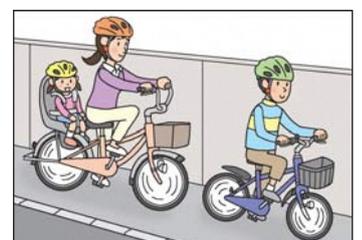
乗車用ヘルメットの着用

自転車事故で死亡した人の損傷部位は、78.6%（※）が頭部であり、被害を軽減するためにもヘルメットの着用が必要です。13歳未満の子どもにヘルメットを着用させることはもちろん、大人もヘルメットなどの交通事故による被害を軽減する器具の利用に努めてください。

※平成29年都内の自転車事故死亡者の損傷部位の割合

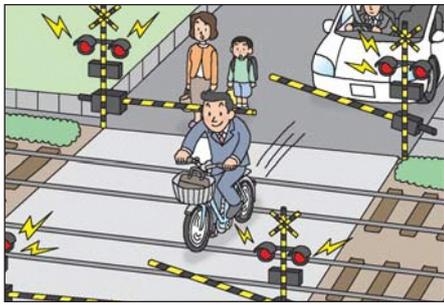
自転車で走行中、交通事故や不意に転倒した場合、頭を道路等に強打する危険があります。

防護性を持たせた帽子タイプの物も市販されています。



禁止事項 ルールを守って安全運転を心掛けましょう!!

しゃ断踏切立入り



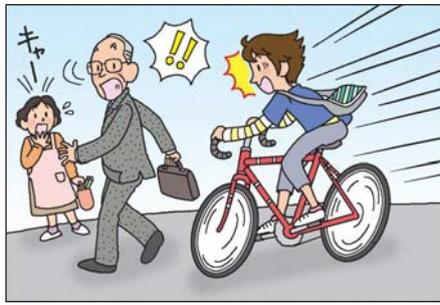
踏切の遮断機が閉じようとしたり、警報機が警報している間は、踏切に入ってはいけません。

[道路交通法第33条]

罰則

3カ月以下の懲役又は5万円以下の罰金

ブレーキ不良(備えていない)自転車運転



ブレーキは前車輪と後車輪ともに備えていなければなりません。

[道路交通法第63条の9、道路交通法施行規則第9条の3]

罰則

5万円以下の罰金

傘差し運転



傘を差す、物を持つなどの行為で視野を妨げたり、安定を失うような方法で自転車を運転してはいけません。

[道路交通法第71条、東京都道路交通規則第8条]

罰則

5万円以下の罰金

携帯電話使用運転



自転車を運転しながら携帯電話を手で持って通話したり、メール等をしてはいけません。

[道路交通法第71条、東京都道路交通規則第8条]

罰則

5万円以下の罰金

イヤホン等使用運転



イヤホン等を使用して音楽を聴くなど、運転上必要な周りの音や声が聞こえない状態で自転車を運転してはいけません。

[道路交通法第71条、東京都道路交通規則第8条]

罰則

5万円以下の罰金



子どもを自転車に同乗させる時は乗せ方のルールを守りましょう

乗車人数

原則として運転者以外の人を乗せることができません。

ただし、次の場合は幼児を同乗させることができます。[道路交通法第57条、東京都道路交通規則第10条]

1 一般の自転車

16歳以上の運転者は、幼児(6歳未満)1人を幼児用座席を設けた自転車に乗車させることができます。

※さらに16歳以上の運転者は、6歳未満の幼児1人を子守バンド等で背負って運転することができます。



2 幼児2人同乗用自転車

16歳以上の運転者が、幼児2人を乗せる場合には、一定の安全基準を満たした「幼児2人同乗用自転車」を使わなければなりません。普通の自転車の前後に座席を取り付けた自転車に幼児2人を乗せてはいけません。

※幼児2人を同乗させた場合は、運転者は幼児を背負って運転することはできません。



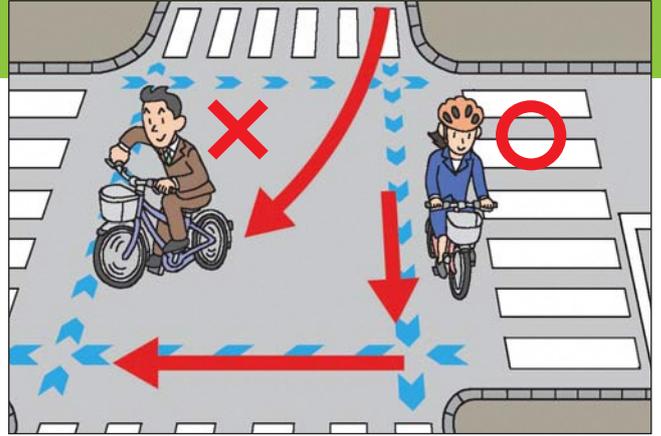
自転車の交通ルール

👉 交差点で右折するとき

できるだけ道路の左端によって交差点の向こう側までまっすぐ進み、十分速度をおとして曲がらなければなりません。[道路交通法第34条]

二段階右折

信号機のある交差点を右折する場合は、青信号で交差点の向こう側までまっすぐ進み、その地点で止まって右に向きを変え、前方の信号が青になってから進むようにしなければなりません。



👉 道路の横断

自転車横断帯

道路を横断しようとするときは、その付近に自転車横断帯がある場合は、それによって横断しなければなりません。交差点に自転車横断帯があるときは、この横断帯を進行しなければなりません。

[道路交通法第63条の6、第63条の7]



横断歩道 (自転車横断帯が設置されていない)

横断歩道は歩行者の横断のための場所ですので、横断歩道上に歩行者がいないなど歩行者の通行を妨げるおそれのない場合は、自転車に乗ったまま通行できますが、歩行者の通行を妨げるおそれのある場合は、自転車から降りて押して横断するようにしてください。

[交通の方法に関する教則]



👉 自転車が従うべき信号

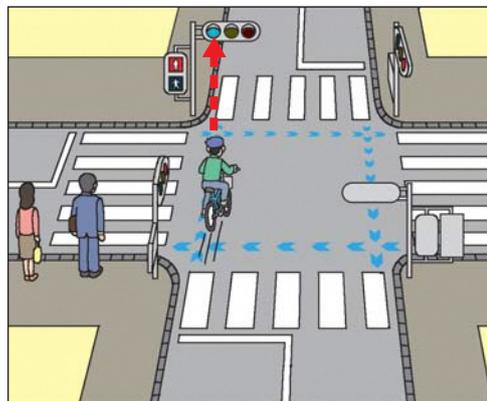
信号機

信号は、対面する信号機に従わなければなりません。

[道路交通法第7条、道路交通法施行令第2条]

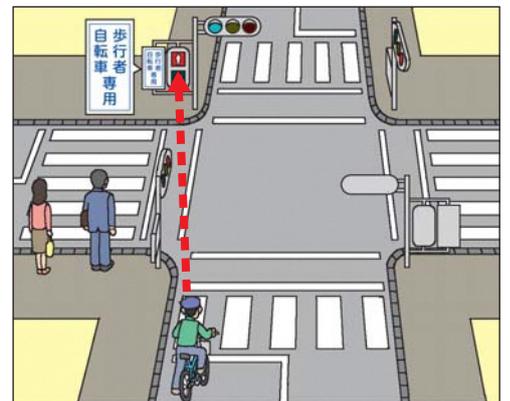
「歩行者・自転車専用」と表示されている歩行者用信号機がある場合は、車道を通行する自転車も歩行者用信号機に従わなければなりません。

[道路交通法施行令第2条]



■「歩行者・自転車専用」の表示がない場合

※ただし、歩道を走っている時は歩行者用信号を見る。



■「歩行者・自転車専用」と表示されている場合

👉 使ってみませんか？自転車用ヘルメット

自転車死亡事故の約8割(※)が頭部に致命傷を受けています

自転車用ヘルメットをかぶり、頭部を守ることが**重要**!!

※平成29年都内の自転車事故死亡者の78.6%が頭部に致命傷を負っています。



※写真は1例です。ヘルメットはメーカーにより種類・色・型・サイズがさまざまです。お近くの販売店でぜひ一度手にとって見てください。

👉 自転車事故事例から保険加入を考えましょう

男子小学生(11歳)が夜間、帰宅途中に自転車走行中、歩道と車道の区分の無い道路において、歩行中の女性(62歳)と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い意識が戻らない状態となった。【神戸地裁 平成25年7月4日判決】

男子高校生が昼間、自転車横断帯のかなり手前から車道を斜め横断し、対向車線を自転車で直進してきた男性会社員(24歳)と衝突。男性会社員に重大な障害(言語機能の喪失)が残った。【東京地裁 平成20年6月5日判決】

賠償額 9,521万円

賠償額 9,266万円

自転車事故を起こした際には、自分が怪我をするだけでなく、相手に怪我をさせたり、相手の物を壊してしまうことがあります。自分のため、相手のためにも万が一に備え、自転車保険に加入しましょう。

👉 自転車ナビマーク・自転車ナビライン ~自転車の走行位置を示すマーク~



「自転車ナビマーク」

車道を通行する自転車は自転車ナビマークに沿って車道の左側を通行!逆行は×!



「自転車ナビライン」

車道を通行する自転車は自転車ナビラインのある交差点では、自転車ナビラインに従って通行!右折する際は二段階で!

👉 自転車運転者講習制度 (平成27年6月1日施行)

危険行為を繰り返す

3年以内に法律で定められた危険行為(信号無視等の14類型)を2回以上繰り返す。

公安委員会からの受講命令

公安委員会から、該当者に対し、自転車運転者講習を受けさせるための受講命令書が交付される。

自転車運転者講習の受講

自転車運転者講習の受講(3時間)
受講料金 6,000円
命令に従わない場合5万円以下の罰金